

第2章 わが国の観光を取り巻く最近の情勢

1. わが国の観光の状況

平成15年に国策として観光立国が打ち出され、観光振興への取り組みが加速しています。国内では全国総観光地化が進んでおり、国際的には大交流時代の到来により国際交流が盛んになっています。観光を取り巻く環境の変化として以下のようなことが挙げられます。

(1) 観光需要の動向

1) 旅行に対する潜在需要

『レジャー白書2007』によると、観光旅行に対する潜在需要は多様な余暇活動の中で依然として高くなっています。第1位は性別・年齢問わず「海外旅行」が最も高く、第2位が「国内観光旅行（避暑、避寒、温泉等）」となっています(図3)。

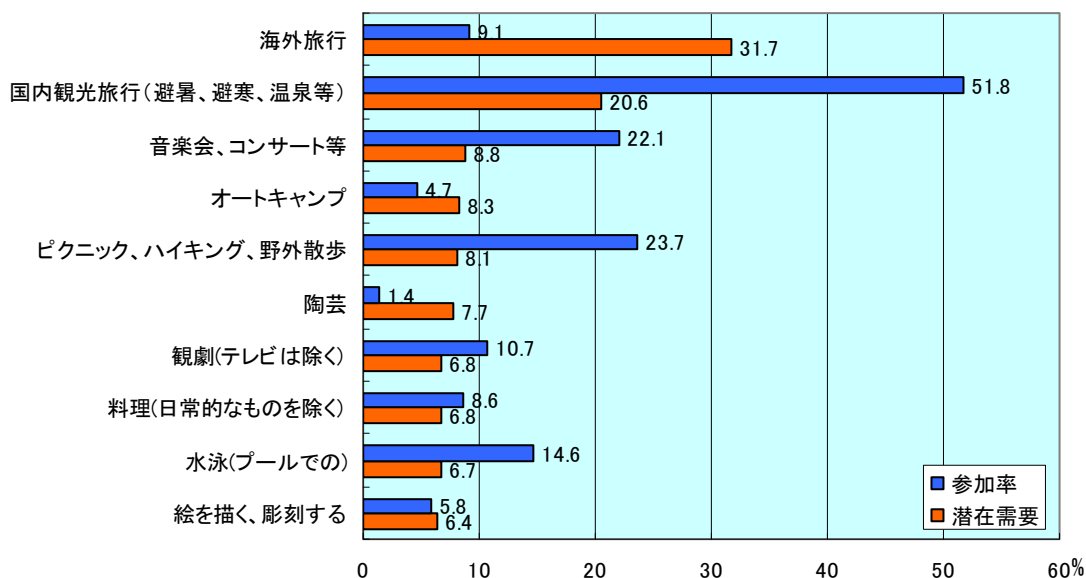


図3 余暇活動の潜在需要

資料：(財)社会経済生産性本部『レジャー白書2007』

2) 観光ニーズの多様化

余暇時間の増大に伴い、人々のライフスタイルも個性化・多様化が一層進んでいます。観光でも単に有名観光地を巡るだけでなく、テーマや目的を明確にし、それに沿った訪問地・体験などを組み込んだ旅行の人气が高まっています。その例として「癒しの旅」、「大自然の魅力を味わう旅」、「地域の食文化を楽しむ旅」など、自然志向、健康志向、ふれあい志向、ほんもの志向などが強まっています(図4)。

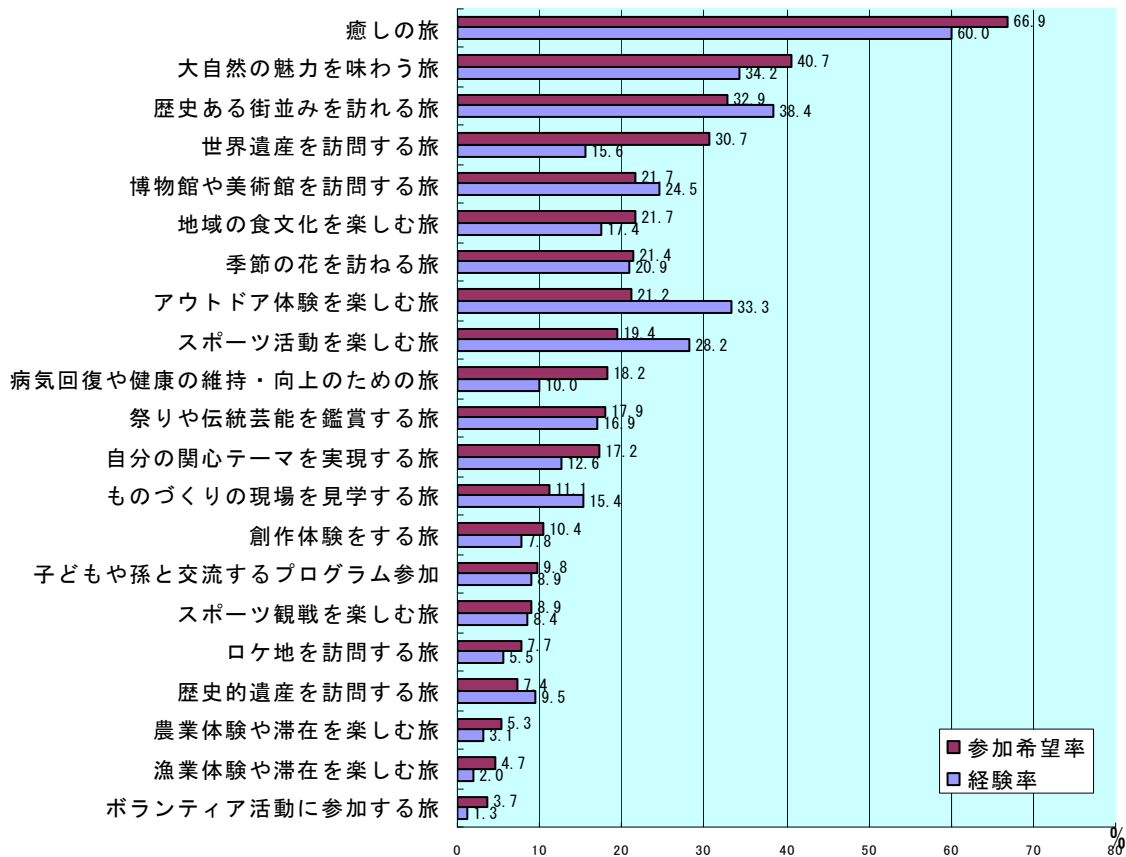


図4 旅の経験率・参加希望率

資料: (財) 社会経済生産性本部『レジャー白書 2007』

3) 旅行人数の小グループ化

旅行の同行者の推移をみると、職場・学校、地域などでの団体旅行の需要は減少する一方で、家族や友人・知人などで行く小グループ旅行が増加する傾向にあります(図5)。

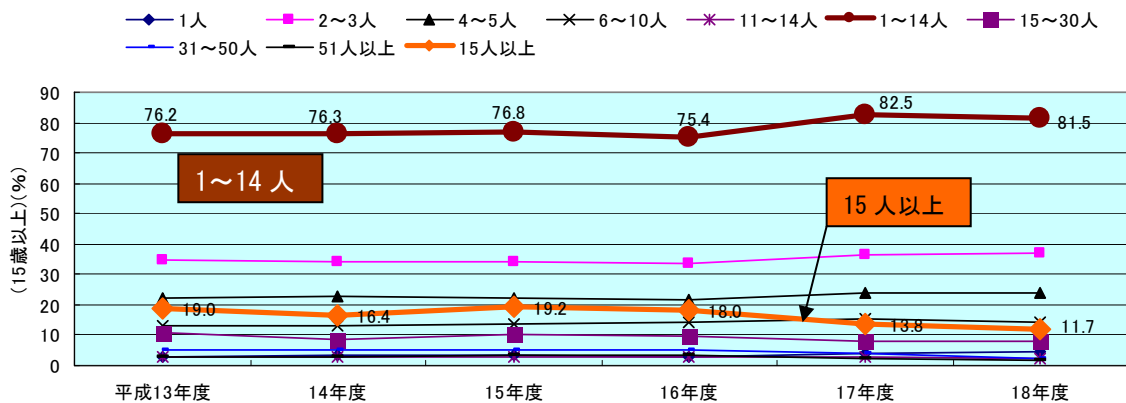


図5 同行人数

資料: (社) 日本観光協会『観光の実態と志向』(平成19年度版)

4) シニア世代の旅行参加の増加

マーケットとしては、旅行意欲の旺盛な団塊世代、シニア層と呼ばれる50～79歳の旅行が活発です。平成18年は50～79歳の男性が伸び、平成19年には女性が伸びています(図6)。高齢化がさらに進めば、観光でのバリアフリー^(注1)やユニバーサルデザイン^(注2)に対する要求はますます高まります。また、ハード面中心に進められてきたバリアフリー対応が、接遇や情報提供などのソフト面でも求められます。

(注1)「バリアフリー」とは、生活していく上で、社会の中に存在する、さまざまな障害(バリアー)を取り除く(フリー)ということで、「車いすトイレ」「エレベーターの音声案内付」「車いす駐車場」などの例があります。

(注2)「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別などの違いに関わらず、誰もが分け隔てなく、暮らしやすいデザインということで、「どこにでも多目的トイレ」「誰もが分かりやすいサイン」などの例があります。

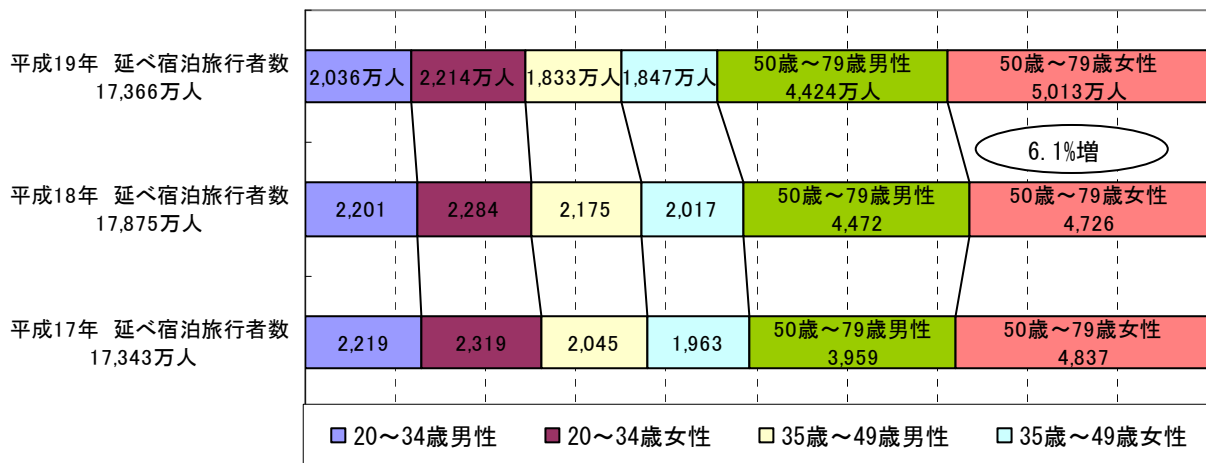


図6 性・年代別に見た延べ宿泊旅行者数

資料：「じゃらん宿泊旅行動向調査 2007」

5) 自動車旅行の増加

最近の旅行は、旅行人数の小グループ化と高速道路や幹線道路など道路網の整備による利便性の向上によって自家用車の利用が大きくなっています(図7)。自家用車は、ガソリン価格の影響を受けやすい乗り物ですが、旅先で自由度が高いため、今後も交通機関として安定した利用率を保つことが見込まれます。

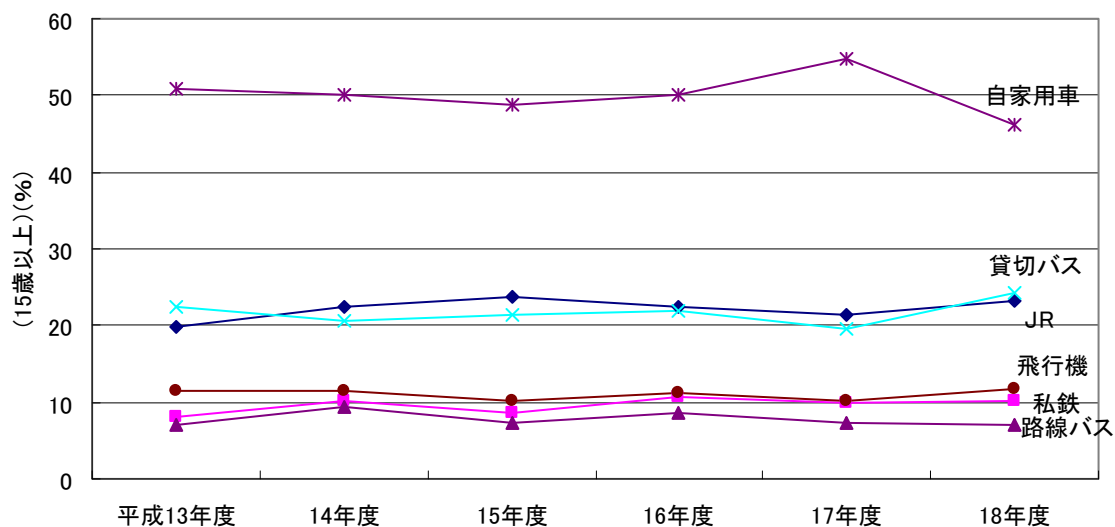


図7 利用交通機関

資料：(社)日本観光協会『観光の実態と志向』（平成19年度版）

6) 減少傾向の旅行消費単価

国内旅行での消費単価は、平成10年頃からのデフレ^(注)、低価格志向により、年々減少する傾向にあります(図8)。旅行者数が増えない一方、消費単価が減少するため、国内旅行の総消費額も下落してきています。

(注)デフレとは、「デフレーション」の略で、物価が下がり続ける現象を言います。逆に、物価が上昇し続けることがインフレーション(インフレ)です。どちらも需要と供給のバランスが崩れた状態で、デフレはモノの供給が需要を上回っているときにおこります。

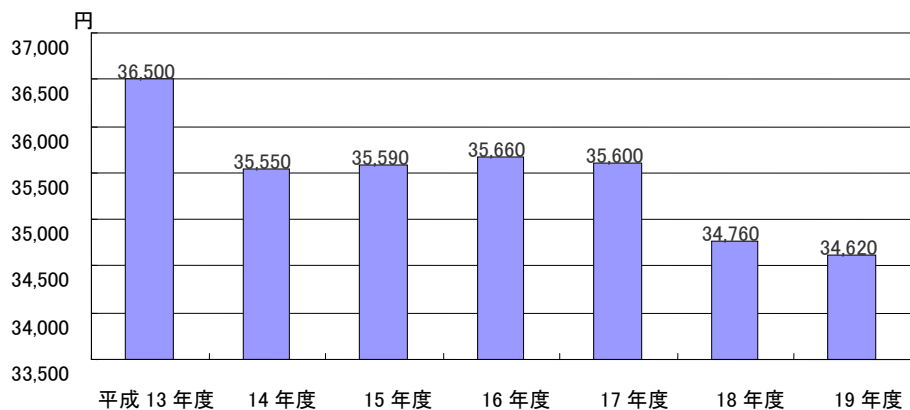


図8 国内旅行平均消費額

資料：(財)日本交通公社

7) 日帰り旅行の増加

国内旅行市場は、長引く景気低迷の影響を受け、年間旅行関連の支出が減少傾向にあり、宿泊旅行に代わって日帰り旅行が増加傾向にあります。その背景には、近年の高速道路や新幹線の整備が進んだことにより、かつては宿泊しなければ行くことができなかった観光地への日帰り旅行が可能になったことが挙げられます。国土交通省によると、平成18年度の国内旅行消費額は前年比1.4%減の23兆5370億円で、その内訳は国内宿泊旅行による消費額が15兆6830億円(4.2%減)、国内日帰り旅行消費額が4兆7420億円(2.0%増)、訪日外国人旅行者消費額が1兆3640億円(20.2%増)、海外旅行消費額(国内分)が1兆7470億円(2.6%増)となっています。今後、女性グループを中心とした近場の小旅行、テーマパークや日帰り入浴施設等への家族・グループ旅行など、日帰り旅行市場は、さらに拡大の可能性を持っています。

(2) 観光情報の収集—存在感を増すインターネット

『観光の実態と志向』によると、平成18年度の観光情報を入手する際の主な情報源(複数回答)は、「家族・友人の話」が38.0%でトップ、次いで「インターネット」が35.8%となっています(図9)。平成17年度では、「家族・友人の話」(35.1%)、「ガイドブック」(34.5%)、「パンフレット」(33.2%)が上位を占めていたことをみると、インターネットは年を追う毎にそのウェイトが高まっており、平成13年の15.4%から2.3倍近く上昇しています。

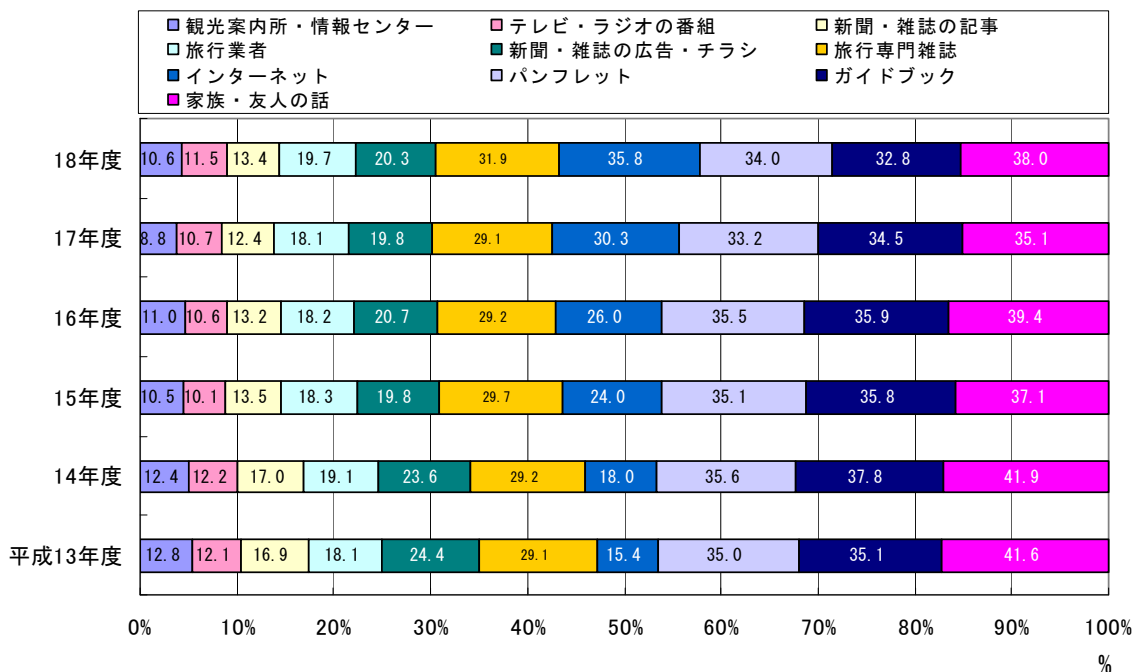


図9 参考にするもの(上位10項目)

資料：(社)日本観光協会『観光の実態と志向』(平成19年度版)

(3) 外国人観光客の動向

平成19年の訪日外国人旅行者数は、835万人（対前年比13.8%増）となり、過去最高値となりました。これを国・地域別に経年変化をみると、韓国が前年比23%増の260万人と最も多く、8年連続で首位となりました。以下、台湾139万人（同6%増）、中国94万人（同16%増）、香港43万人（同23%増）、タイ17万人（同33%増）の順となっています（図10）。

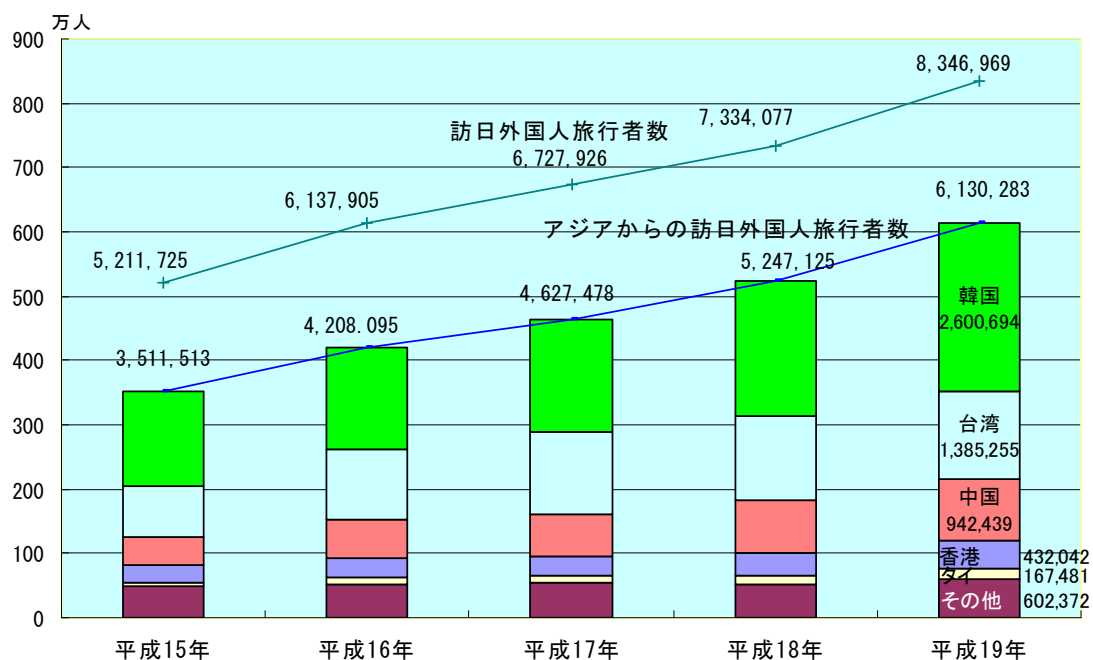


図10 国別訪日外国人旅行者数の推移

資料：JNTO(日本政府観光局)、出入国管理統計(法務省)

(4) 地域間競争

1) 観光地間競争の激化

全国各地の高速交通網整備の進展に伴う旅行者の移動時間短縮や国内観光地の観光客誘致などにより、旅行者側の選択肢が大きく広がり、国内の観光地間の競争が激化しています。

2) 海外旅行との競合

グローバル化が進む国際社会の中で、日本人の海外旅行者数が増加する傾向にあります。特に国内旅行と価格帯が競合しているアジア地域への旅行者が増加しています。その背景には、アジア地域の治安の改善、受け入れ体制の整備もありますが、海外旅行商品の低価格化があります。観光地間の競争は国内だけではなく、海外にまで拡大しています。

2. 観光政策の動向—観光立国に向けた取り組み

(1) 「観光立国推進基本計画」の策定

国は、観光立国を推進するために観光基本法（制定 昭和 38 年 6 月 20 日）を改正しました。平成 19 年 1 月 1 日より「観光立国推進基本法」が成立し、施行されています。この「観光立国推進基本法」に基づき、政府は、観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関するマスタープランとして「観光立国推進基本計画」を策定しました（平成 19 年 6 月 29 日閣議決定）。

本計画には、観光立国の実現に関する施策の基本的な方針や目標とともに、「観光立国推進基本法」で政府が総合的かつ計画的に講ずべきと示された施策等についても定めています。今後、政府はこの計画に基づき、観光立国の実現に関する施策を推進していきます。さらに、観光立国推進のための体制づくりを強化していくため、国土交通省の外局として「観光庁」が平成 20 年 10 月 1 日に設置されました。

【基本的な方針】

- ① 国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大するとともに国民の海外旅行を発展
- ② 将来にわたる豊かな国民生活の実現のため観光の持続的な発展を推進
- ③ 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現
- ④ 国際社会における名誉ある地位の確立のため平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献

【目標】

■計画期間(5年間)における基本的な目標

- 訪日外国人旅行者数を平成 22 年までに 1,000 万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す。【平成 19 年：835 万人】
- 我が国における国際会議の開催件数を平成 23 年までに 5 割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。【平成 18 年：166 件】
- 日本人の国内観光旅行による 1 人当たりの宿泊数を平成 22 年度までにもう 1 泊増やし、年間 4 泊にすることを目標とする。【平成 19 年度：2.42 泊】
- 日本人の海外旅行者数を平成 22 年までに 2,000 万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。【平成 19 年：1,729 万人】
- 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成 22 年度までに 30 兆円にすることを目標とする。【平成 19 年度：23.5 兆円】

【施策】

- 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
- 国際観光の振興
- 観光旅行促進のための環境の整備

(2) インバウンド観光の促進

1) 全国の取り組み

観光立国構想は、訪日外国人旅行者と日本人海外旅行者の不均衡是正を重要な目標と位置づけ、平成 22 年までに、訪日外国人旅行者数の 1,000 万人達成を目指しています。なお、訪日外国人旅行では、①観光目的地として日本が選択されない、②日本を訪れる際の手続が煩雑である、③日本国内で行動しづらい等の課題がありますが、その解決に向けて i) 情報発信の強化、ii) 訪日査証（ビザ）規制の緩和^(注)と入国手続の迅速化、iii) 外国人受入体制の整備といった取り組みがなされています。

(注) 中国は VJC(ビジット・ジャパン・キャンペーン)重点市場に指定されているにもかかわらず、訪日外客に観光査証を課す数少ない国であり、個人観光査証も未だに認められていません。

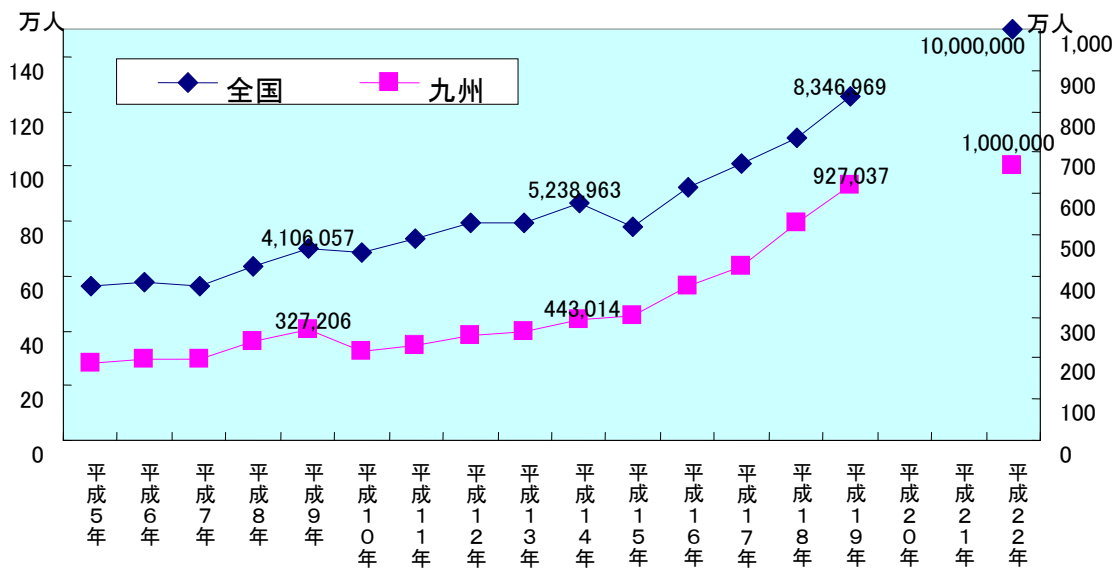


図 11 外国人旅行者数の推移

資料：JNTO(日本政府観光局)、出入国管理統計(法務省)

2) 九州の取り組み

九州では、平成 15 年 10 月に「九州は一つ」の理念のもと、九州地域の自立的かつ一体的な発展に向けて、官民が一体となって「九州地域戦略会議」を設置し、その活動の一環として、九州観光戦略の策定を決議しました。これに基づき、平成 17 年 4 月に誕生したのが九州 7 県と民間などからなる「九州観光推進機構」です。ここでも平成 22 年までに九州を訪れる外国人旅行者数を 100 万人にする目標値が設定されています。現在、第 2 次九州

観光戦略として以下のような戦略が掲げられています。

- 旅行先としての九州を磨く戦略
- 国内大都市圏などから九州に人を呼び込む戦略
- 東アジアなどから九州に人を呼び込む戦略
- 九州観光の推進体制の強化

（３）福岡県の観光施策

福岡県では、九州観光推進機構と連携し、九州を訪れた観光客を一日でも一時間でも長く県内に滞留させる「福岡プラスワン戦略」に取り組んでいます。

従来から主要な観光地である本市をはじめ、太宰府、九州国立博物館などの観光資源を核に広くPRするほか、市町村と連携し、地域の観光素材を磨き、隠れた魅力を積極的に掘り起こし発信する取り組みにより、国内外からの誘客を図っています。

また、伝統産業から先端産業まで、全国有数の産業集積を活用した「産業観光」の推進、個人型・交流型の旅行形態に対応した観光ボランティアガイドの育成、大型コンベンションに集まる来訪者を県内観光地へ回遊させる「アフターコンベンション」の振興、クルーズ船や高速船で海外から来訪する外国人客の県内回遊の促進や国内外からの修学旅行の誘致にも力を入れています。

さらに、インターネットで事前に観光情報を収集し、個人・小グループ単位で旅行する最近の観光客動向に合わせるため、県観光ホームページに新しく宿泊予約機能を追加するほか、飲食店、宿泊施設等の個店情報の一層の充実や外国語ページの強化も計画しています。

平成23年春に九州新幹線が全線開通することから、特に、2つの新幹線新駅が設置される筑後地域では、観光資源を磨くなど地域の魅力を活かした観光振興を推進するとともに、筑後の市町村と県が一体となって地域づくりを推進する「筑後田園都市圏構想」でも、矢部川流域の豊かな自然景観や美しいまち並みなど特色ある観光資源を積極的に活用し、域内の滞在や回遊を促す広域的な取り組みを行うこととしています。

（４）観光地づくりに対する国の支援

■ ニューツーリズム

近年の観光需要の多様化は著しく、長期滞在型観光、産業観光、ヘルスツーリズムといった新たな観光形態が広がりを見せています。ニューツーリズムと呼ばれるこれらの観光は、対象とする観光客像を限定した上で、観光客のニーズにきめ細かく応えようとするものです。大量の観光客を想定した画一的な観光資源だけでは、観光客を引き付けられなくなりつつある中で、注目を集めています。国土交通省は、平成19年度からニューツーリズム旅行商品（表1）の市場を整備すると同時に、構想段階にある商品の実現に向けて、実証実験の形で支援を計画しています。

表1 ニューツーリズムの例【観光立国推進基本計画（平成19年6月29日 閣議決定）】

種類	内容
ロングステイ （長期滞在型観光）	ロングステイは、団塊世代の大量退職時代を迎え国内旅行需要拡大や地域の活性化の起爆剤として期待されます。そのために泊食分離、旅行プログラムの開発などを行い、旅行者が同一地域に比較的長く滞在し、地域生活を楽しむ豊かな生活を実現するものです。
産業観光	歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、産業に関する施設や技術等の資源を用い、地域内外の人々の交流を図るものです。
文化観光	日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光です。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であり、農作業体験や農産物加工体験、農林漁家民泊、さらには食育などがこれに当たります。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを損なうことなく、それらを体験し学ぶ観光のあり方であり、地域の自然環境やそれと密接に関連する風俗慣習等の生活文化に係る資源を持続的に保全しつつ、新たな観光需要を掘り起こすことにより、地域の社会・経済の健全な発展に寄与し、ひいては環境と経済を持続的に両立させていくことにつながるものです。野生生物を観察するツアーや、植林や清掃など環境保全のために実際に貢献をするボランティア的ツアーなどが、これに当たります。
ヘルスツーリズム	自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態であり、医療に近いものからレジャーに近いものまで様々なものが含まれます。

■「観光圏整備」事業

「観光圏による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（観光圏整備法）が施行されました（平成20年7月23日）。観光圏整備法は、観光地が広域的に連携した「観光圏」の整備を行うことで、国内外の観光客が2泊3日以上滞在できるエリアの形成を目指しています。国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進することで、地域の幅広い産業の活性化や交流人口の拡大による地域の発展を図るものです。

観光圏整備法では、自治体が作成する「観光圏整備計画」に沿って、民間など複数の事業主体が共同で、宿泊サービスの向上や観光資源を活用したサービスの開発などといった「観光圏整備事業」を行う場合、観光圏整備事業費補助金や旅行業法の特例、農山漁村活性化プロジェクト交付金などの制度で地域の取り組みへの支援を受けられることになっています。

■旅行業法の改正

旅行業法施行規則が平成19年3月12日に改正（施行は5月12日）され、第3種旅行業でも、条件付きで募集型企画旅行が実施できるようになりました。したがって、当地に所在する旅行業者が企画するパック旅行（募集型企画旅行）である「着地型旅行^(注)」の推進が可能になりました。地元の事を良く知る地元の業者であれば、それだけ面白いパック旅

行を企画できるはずで、地元にとっても新しい観光素材を掘り起こし、都市部の旅行会社に提案する着地型が地域おこしにつながることを期待されています。

(注) 着地型とは、これまでの旅行商品が都市部の旅行会社で企画・造成される「発地型」に対し、旅行目的地側主導で旅行商品の企画・開発を行うことを言います。

■「まちナビ」事業

国土交通省では、平成 18 年度から観光客向けの情報発信体制の高度化を支援するために、公募による「まちめぐりナビプロジェクト（まちナビ）」を実施しています。支援金として 1 地域当たり約 900 万円を交付し、地域の観光や交通情報のデータベース化やデータを生かした情報システム作りなどを支援しています。

■「九州広域観光ルート支援モデル」事業

九州運輸局と九州地方整備局が九州独自の取り組みとして「九州広域観光ルート支援モデル」事業に取り組んでいます。モデル事業の対象は 2 地域と当該地域の広域観光ルートのテーマが求められます。また、事業の実施主体となる協議会の設立が条件となります。

■広域・総合観光集客サービス支援事業

経済産業省では、中小企業の観光・集客サービス化による高付加価値化を達成し、地域経済の活性化に貢献することを目的に地域・業種横断的な総合的取り組みを推進しています。特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、観光・集客サービス分野において個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりに必要な事業が補助対象になります。